

社会福祉法人泰生会 役員及び評議員の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泰生会（以下「法人」という。）の役員及び評議員に対する報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。
ただし、当法人の職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事長を始めとする法人理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬の種類)

第3条 理事長報酬の種類は、執務報酬と責任報酬の2種類とする。

- (1) 執務報酬は、2か月平均の月勤務日数により、全常勤、半常勤、一部常勤に区分した報酬とする。なお、出張日数は、勤務日数に加える。

- ① 全常勤 月18日以上執務した場合。
- ② 半常勤 月9日以上執務した場合。
- ③ 一部常勤 月5日以上執務した場合。

- (2) 責任報酬は、理事長の経営責任に対する報酬とする。

2 理事及び監事並びに評議員の報酬は、業務報酬とする。

(報酬等の額)

第4条 理事長報酬の算定基準に係る執務報酬及び責任報酬は、別紙1のとおり勤務状況及び役員分掌に応じ評議員会で定める。

- 2 理事長以外の理事報酬は年額20,000円とし、理事会出席等、1回の出席ごとに報酬3,000円を支給することができる。
- 3 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業運営のための業務にあたった場合、1回の出席ごとに報酬5,000円を支給することができる。
- 4 監事の報酬は年額20,000円とし、会議出席や監査の都度、1回の出席ごとに報酬3,000円を支給することができる。
- 5 評議員に対しては、評議員会出席等、1回の出席ごとに報酬5,000円を支給することができる。

(役員業務)

第5条 理事長の業務は、各規程類に定める業務とする。

- ① 定款に定める理事長の職務
- ② 定款細則に定める理事長の職務
- ③ 役員分掌規程に定める理事長の職務
- ④ 事務決裁規程に定める理事長の職務
- ⑤ 経理規程に定める理事長の職務
- ⑥ 処務規程に定める理事長の職務

2 理事は、その地域における情勢推移を勘案し、法人が不利益を有しないよう努力する。また、法人経営の円滑化を図るため、それぞれの得意分野及び知識をもって法人運営に寄与することを主な業務とする。

3 監事は、法人及び各施設会計の収支の監視や処遇上における問題点や課題を指摘・指導し、もって適切な施設運営がなされているか確認することを主な業務とする。

(報酬の支払方法)

第6条 理事長に対する報酬は、年俸とし、月割により支給する。

2 理事及び監事の年額報酬は、毎年4月と10月に支給する。また、役員及び評議員の会議出席1回ごとの報酬は、出席時に支給するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規定は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月15日から施行する。

この規程は、平成29年6月15日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、令和2年6月12日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

この規程は、令和4年6月17日より施行し、令和3年4月1日から適用する。

この規程は、令和4年6月17日より施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年6月12日から施行する。

別 紙 1

理事長報酬の算定基準

執務報酬 月額200,000円

月平均5日以上9日未満の執務であり、一部常勤の取扱い

責任報酬 月額100,000円

合 計 月額300,000円